

閲覧用

令和元年9月20日

第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月20日(金) 午後2時50分から午後3時48分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 斎藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 (1名)

34番 松本正典 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変

更申請について

第7 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

について

第8 議案第65号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第66号 営農型発電設備の設置に関する意見について

7 農業委員会事務局職員

参考人 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第9回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時50分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、34番松本正典委員より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、11番武藤栄利委員、12番中山博之委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてではあります、個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願ひいたします。

それでは、日程第4、「議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

事務局 議案書3ページをご覧願います。

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から議案書5ページの番号8につきましては、申請事由が同じでありますので、一括説明いたします。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、番号2、貸付人・[REDACTED]、番号3、譲渡人・
[REDACTED]、番号4、譲渡人・[REDACTED]、番号5、譲渡人・[REDACTED]、番号6、
譲渡人・[REDACTED]、番号7、譲渡人・[REDACTED]、番号8、譲渡人・[REDACTED]
は相手側要望のため、番号1、譲受人・[REDACTED]、番号2、借受人・[REDACTED]
[REDACTED]、番号3、番号4、譲受人・[REDACTED]、番号5、譲受人・[REDACTED]、番号
6、番号7、譲受人・[REDACTED]、番号8、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のた
め、番号1については申請地を贈与により所有権移転、番号2については賃借

権を設定、番号3から番号8については売買により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（斎藤弘美）委員 議案第61号番号1について、調査内容を報告いたします。

9月16日に譲渡人・[REDACTED]さん及び譲受人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、[REDACTED]さんの耕地に隣接していて、作業性がよくなるということで、何ら問題がなく許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第61号番号2について、調査結果の報告をさせていただきます。

9月14日お昼に借受人・[REDACTED]さん宅に電話しまして、ご都合を伺いましたところ、翌日の9月15日朝8時であれば都合がいいとのことでありました。また、貸付人・[REDACTED]さんですが、トラックの運転手をしており、夜が遅く連絡が取れないということで、次の日に集落の環境整備事業があり仕事を休んでいるとのことでありましたので、尚連絡をお願いしますということで、次の日の9月15日午前8時に推進委員・大内信一委員とともに[REDACTED]

[REDACTED]さん宅に伺い、それから現地を伺いました、[REDACTED]さんと一緒に議案書の確認をしていただいたところ間違いない。また、現地も確認したところ、案内図に基づいて説明をいたしましたが、これも何ら問題がなかったということです、私のほうでは問題がなく許可適当ではないかということになりました。
皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第61号3番、4番について、調査結果を説明いたします。

譲受人・[REDACTED]さんは仕事のため休みがないとのことで電話にて確認をしました。奥様でも良いですよとも伝えましたが、現地には出てきませんでした。9月15日、遠藤伝栄推進委員と譲渡人・[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、私と4人で現地を確認して参りました、議案の内容で違いないとのことでございました。私としては許可適当と思います。よろしくお願ひします。

18番（菅野保治）委員 議案第61号番号5、6、7について、調査内容の報告をいたします。

まず番号5でありますが、9月15日、佐藤一男推進委員とともに譲受人・[REDACTED]さんと現地にて話を伺ったところ、事務局説明の通りであり許可適当であると思います。また、譲渡人・[REDACTED]さんは夜に伺って、事務局説明の通りであるという内容がありました。

番号6ですが、譲渡人・[REDACTED]さんは[REDACTED]のほうに住んでいて、携帯にて話を伺いましたが、事務局説明の通りということありました。譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]さんとは現地において、[REDACTED]委員とともに話を伺ったところ、今まで借りていて作付けをしていたわけですが、そのなかで田んぼが小さいので、3枚を1枚に直した農地を買ってもいいとのことで、[REDACTED]さんが作付けをしてなかつたので売ってくれたとのことで、許可適当であると考えます。

番号7について、2筆あるわけですが、針道と戸沢地区の1筆があるわけで、まず針道地区の方から報告したいと思います。譲渡人・[REDACTED]さんと譲受人・[REDACTED]さん、佐藤推進委員と現地にて話を伺ったところ、事務局説明の通りであり許可適当であると判断いたしました。あと、戸沢字[REDACTED]地内ありますが、戸沢地区でありますので、戸沢地区の武藤善朗委員、佐藤美由紀推進委員と針道の佐藤一男推進委員と譲受人・[REDACTED]さんと私の5人で現地を伺ったところ、事務局説明の通りであり許可適当と判断しましたので、皆様方のご判断よろしくお願ひいたします。

9番（武藤一夫）委員 議案第61号番号8について、説明申しあげます。
去る9月15日お昼、推進委員・菅野正寿委員と譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんのそれぞれについて説明を伺いました。譲受人・[REDACTED]さんについては、一緒に現地に伺い確認をしました。譲渡人・[REDACTED]さんは、何度お電話しても留守番電話ででなかったのですが、自宅の方を訪問したところ自宅おりましたので、自宅にて詳しく説明を伺って確認してまいりました。内容は事務局の説明の通りでありますし、許可適当だと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 なければ、採決いたします。

議案第61号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第61号1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧願います。

議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書6ページから13ページにかけてご覧願います。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、貸付人・
[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、譲渡人・
[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、
貸付人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]
[REDACTED]、譲渡人・成年被後見人・[REDACTED]、成年後見人・[REDACTED]、譲渡人・
[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、相続人・
[REDACTED]、譲受人及び借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、

テナントの出店の要望に応えるため、申請地に商業施設用地造成を計画します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の商業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。なお、この案件について本総会で可決となった場合は、転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、各種法令との調整が整い次第許可します。

議案書14ページをご覧願います。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、商業施設の開発に伴い住宅の立退きを求められたため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の中種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、夫が行政書士を営んでいます
が、事務所への通路及び駐車場が狭いので当該地に駐車場と回転場を計画しま

す。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は既存浄化槽を利用し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。平成 27 年に購入した住宅敷地の一部が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、住宅を求める需要の高まりから申請地に建売分譲を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 7、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は賃貸住宅に住んで

いますが、将来の生活設計を考え実家のそばである申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧願います。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、

住宅地に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第62号番号1について、調査内容をご報告いたします。

9月17日、現地にて[REDACTED]・[REDACTED]さんと[REDACTED]
[REDACTED]・[REDACTED]さんから農業委員、推進委員

合わせて総勢34名で聞き取り調査を行いました。また、譲渡人、貸付人の方にも一度ご連絡をいたしましたして確認をとりましたところ、大人数のため連絡を取れない方もおりまして、行政書士・[REDACTED]さんに確認をいたしましたところ、間違いないとのことで連絡がありました。また、連絡をしているときに、

[REDACTED]さんの携帯番号が間違っており、実際には電話番号は[REDACTED]
[REDACTED]でした。内容は事務局の通りです。調査結果、第3種農地とい
うこともあり特に問題もないため許可適當と考えますので、皆様のご審議よろ
しくお願ひいたします。

続きまして、議案第62号番号2について、調査内容をご報告いたします。

9月16日に現地にて、譲渡人・[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で
聞き取り調査を行いました。譲受人・[REDACTED]さんからは9月19日に電話に
て内容に間違いはないと確認をいたしました。内容は事務局の通りです。調査
結果、第3種農地で問題がないため許可適當と考えますので、皆様のご審議を
よろしくお願ひいたします。

10番(馬場利正)委員 議案第62号3、4、5番について、調査内容を
ご報告いたします。調査内容については事務局報告の通りです。

3番ですが、譲渡人・[REDACTED]さんに16日に18日の日に立ち合いをしてい
ただきたいと電話をしたのですが、その日は立ち合いをしないということであ
りましたので、譲受人・[REDACTED]さんに電話をして、18日に私と伊藤金志推
進委員と[REDACTED]さんの夫である[REDACTED]さんの3人で現地を確認いたしま
した。その中で、[REDACTED]さんの方から譲渡人の[REDACTED]さんに実際に地番が分か
らないということでありましたが、実際には聞き違いで既に6月23日に移転
登記されておりました。そういうことありましたので、[REDACTED]さんの方に話をし
ましたところ、[REDACTED]さんの勘違いということでありましたので、議案に間違いな

いということで許可適當と思われます。

続いて4番になりますが、同じく18日伊藤推進委員とともに貸付人・████████
██████さんの自宅にお伺いしたところ、ちょうど誰もいなくて、奥さんの██████さ
んという方とお話をしました。現地を確認いたしました。現地を確認したのち、
夜になって██████さんの方に電話をしまして、申請内容に間違いはないと確
かめましたところ、間違いはないということでした。なお、借受人・██████さ
んは、██████さんの子供でありましたので、何ら問題なく許可適當と思いま
す。

続いて5番です。5番についても内容は事務局説明の通りであります。同じ
く18日に伊藤推進委員とともに譲渡人・██████さんの夫・██████さんと譲
受人・██████さんと4人で現地を調査いたしました。その中で、買った時から
同じなのだが、実際には登記変更してなかったということで、このような事態
になったということであります。なお、この事案については顛末書が提出され
ておりますが、話を聞くうちにやむを得ず許可できるものと判断いたしました。
皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

6番（斎藤弘美）委員 議案第62号番号6について調査内容を報告いたし
ます。

9月16日に譲渡人・██████さんと譲受人・██████
██████さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、排水など特に問題が

ないため許可適當と考えます。

続きまして、議案第62号番号7について調査内容を報告いたします。9月15日に譲渡人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、翌16日に譲受人・[REDACTED]さんからも内容を聞き取りながら、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周りの農地に影響がなく特に問題がないため、許可適當と考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第62号番号8について、調査内容を報告いたします。

14日に連絡を取りまして、15日午前11時に現地にて遊佐一夫推進委員とともに[REDACTED]の常務で申請人の息子さんであります[REDACTED]氏とともに現地で説明、聞き取り調査を行いました。東日本大震災までは耕作していましたが、その後は草刈りなどの管理だけでしたとの話でした。譲渡人と譲受人は同一人物で会社名義にすることです。地目、転用理由については事務局の説明の通りです。私としては、特に問題はなく許可適當と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決にうつります。

議案第62号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第62号1から8について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第63号「農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧願います。

議案第63号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・二本松市 二本松市長 三
保恵一、議案第64号1と同一事業となります。当初許可年月日・平成30年
12月14日付け福島県指令農支第3442号、変更理由・長命工業団地造成
事業開発予定地内にある [REDACTED] 番の相続の関係が整理できたことに伴い、

事業計画地の区域を変更します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第63号番号1について調査内容を報告いたし
ます。

譲渡人・[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子ですので、代表して父親の[REDACTED]
さんから9月14日に内容を聞き取り、17日に農業委員、推進委員全員で、
市の担当者から計画変更の説明を受け現地調査を行いました。内容は事務局説
明の通りです。調査の結果、一部残っていた部分を事業計画に組み入れる変更
でありますので、何ら問題ないと考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を有し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですが。それでは採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお
願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第63号については、原案のとおり承認することが適當と意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧願います。

議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人・二本松市 二本松市長 三保恵一、議案第63号1と同一事業となります。

長命工業団地造成事業開発予定地内にある当該地の相続の関係が整理できたため区域を増加し工業団地造成を計画します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、農村地域工場等導入促進法第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に基づき、同条第3項第1号に規定する工場等導入地区内において同項6号に規定する施設の用に供するために行われ

るものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第64号番号1について、調査内容を報告いたします。

議案63号番号1と同じ事業です。9月14日に譲渡人・[]さんから内容を聞き取り、17日に農業委員と推進委員全員で現地調査を行いました。譲受人である市の担当者から説明を受けました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題がないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決にうつります。

議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第64号については、原案

のとおり許可適當という意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧願います。

議案第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、9月30日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書22ページをご覧願います。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区26筆10, 983. 48m²、合計26筆10, 983. 48m²の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の1件について申し上げます。

議案書19ページから21ページにかけてご覧願います。

番号2、23筆、地目・田、面積・6, 556. 48m²、設定する者・■、設定を受ける者・■、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間■円。

利用権設定の番号1から2の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決にうつります。

議案第65号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第65号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第66号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧願います。

議案第66号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地

の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和元年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領の規定に基づき、去る8月23日付で市長から農業委員会の意見を求められたものであります。

1の申請人は、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] であります。

2の土地の所在等ですが、(1) [REDACTED]、畠、4, 127m²、所有者・[REDACTED]、(2) [REDACTED]、畠、1, 599m²、所有者・
[REDACTED] の2箇所に、それぞれ「えごま」を作付する予定であります。

3の営農型発電設備を設置する理由としては、(1) 土地所有者等の農業収益に寄与するとともに、営農型発電を実施することで営農を継続し、農地の荒廃化を防止するためであります。

なお、それぞれの申請地は、農地の端に位置しており、周辺農地の効率的な利用に支障がないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであります、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 この申請人の会社は市とは全く関係がない会社なのか。

事務局 こちらの会社につきましては、市のスタンスといたしまして、再生可能エネルギーを推進するということで、考える会の設立にあたりましては、携わってきた会社ですが、会社自体に市の方で出資しているでありますとか、直接的な関与はございませんが、アドバイザーとして間接的に関与している会社であります。

16番（三浦喜周）委員 そうすると、顧問料みたいなものは一切入ってこないのか。

事務局 そちらについては、市の施策として携わっているものでございますので、委託契約をして何かをしているというわけではございませんので、顧問料など料金的なものは発生しないと思われますが、担当課の方に確認をしないと確定ではございませんので、基本的には市の施策で行っているものと考えるものであります。

16番（三浦喜周）委員 儲かったら入ってくるということなのか。

事務局 詳細について担当課を確認いたしますが、市民の方が出資し、運営をして、もし利益が上がれば出資した市民の方に還元ということになるのかなと思います。詳細の方は確認をいたしますので、少々お時間をいただけます

しょうか。

議長（奥平貢市）会長 少々お時間をいただきたいということでありました
が、よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 分かりました。

議長（奥平貢市）会長 そのほかに質問、意見ございませんでしょうか。

10番（馬場利正）委員 事業が終了した後、施設の撤去は個人の責任にな
ると思われますが、市が関わったということで行政責任に問われるということ
はならないのでしょうか。

事務局 撤去の分につきましても、運営会社の方で運営をしていくことにな
りますので、市の方で行政的に撤去に関する支援とか現段階で考えていないは
ずです。ただ、15年、20年後にどのようになるかは全国的な動向も踏まえ
ると思いますが、当然、廃棄物にしていくわけにはいきませんので、国の動向
も踏まえながら市としても指導をして、適正に処理するという考えになるかと
思います。そこも含めて今、担当課の方に確認をしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 利正委員、よろしいですか。

10番（馬場利正）委員 分かりました。

議長（奥平貢市）会長 そのほかに質問、意見ございませんでしょうか。

それでは、答弁が出るまで暫時休議させていただきますので、よろしくお願
いいたします。

（午後3時48分 休議）

(午後3時50分 再開)

議長（奥平貢市）会長 再開いたします。

それでは、答弁がまとまったようありますので、事務局答弁願います。

事務局 それでは、先ほど三浦喜周委員からお質しがありました事業の実施者の方で利益を上げた場合への市への見返りがあるのかについて、回答を確認いたしました。こちらにつきましては、発電量の3%に見合う収益を公共事業の方に使うということで、実際にどういったものかについては、10月に協定書を交わすということのようなのですが、例えば再生可能エネルギーの部分とということでございますので、再生可能エネルギーの普及、啓発に関する事務局がありますとか、市が行う事業に関して、そういうものに充当されるものであり、金額でいくらもらうというわけではなくて、市の方で再生可能エネルギーに関する事業に充当される、そういうものに使われるということです。間接的には市の収入になると大きく考えては捉えてもいいと思いますが、詳細と事業内容については10月に協定書を事業実施者と市の方で取り交わすということで、所管課の方から確認をしたところです。

議長（奥平貢市）会長 それと、馬場利正委員からあがったのが、撤去する場合はどうなっているかという質問でした。

事務局 こちらに関しましては、事業実施の際にある程度の資力を確認しておりますし、市の方と関わっている事業実施者でございますので、市の方でこれまで民間が行うものとして事業実施を行うものになりますので、市の方で撤

去するまでの担保はいたしていないということあります。一般的な太陽光発電、営農型発電と同じようになるかとは思うのですが、撤去までは担保はしないというところでございました。

議長（奥平貢市）会長 以上の答弁ですが、よろしいですか。

再質問、ありませんか。

10番（馬場利正）委員 今、そのような話であったんですが、最悪のケースで、もし会社が倒産した場合、撤去費用は会社がないので、個人が撤去費用を負担することを承知して事業に参加しているのか。その辺はどうなのか。

事務局 こちらに関しましては、当事者間、事業実施者と個人の事業主の中での取り決めをしているということで、詳細についてはこちらの方で承知しているわけではございません。あくまで利潤を上げるペースが例えば20年スパンであるとか、そのいった形でないと利潤が上がらないはずでございますので、その間に農地転用許可申請も3年ないし10年スパンで、認定農業者であれば10年、それ以外のものであれば農地転用を3年ごとに取り直さなければならぬという部分で進んでいく事業でございますので、それについてその先々の見込みがないということで事業を計画しているものではない。収益ベース、例えば20年なら20年という中で考えていらっしゃるというわけで、当然、馬場委員がおっしゃる通り、リスク管理の部分で転用許可が途中で止まってしまうなど100%起こらないわけではないですが、それについてはあくまで当事者間、地権者の中でそちらの方のリスクも考えた上で事業を実施される、

申請をされるということを考えて申請を受け付けていると思うところでござります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

そのほか質問はありませんか。

9番（武藤一夫）委員 一つ確認をしたいのですが、この
[REDACTED]
[REDACTED]が申請人として出てきたわけであり、土地の
所有者として二人の方のお名前が出ているわけでありますが、あくまでも事業
実施者は [REDACTED] が太陽光パネル運営と下にエゴマをつくる
栽培を行うということで、よろしいですか。

事務局 こちらにつきましては、パネルの設置につきましては、事業実施者
の [REDACTED] が行い、営農は地権者さん
のご子息などが営農を行うという予定で上がっております。地権者さんについて
ては地代をいただきながら営農する、 [REDACTED] に関しては、地代を払いながら、
売電だけを行うという分担になっているというところであります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

ほかに質問、意見ございませんか。

25番（菅野正寿）委員 関連ですが、このソーラーシェアリングに関して
私も相談を受けて、 [REDACTED] さんの息子さんが認定農業者で、 [REDACTED] さんも私の近く
にありますから、要するに [REDACTED] の方で、社長さんというのがエゴマの会社
をやっていて、エゴマをソーラーシェアリングの農地で栽培してはどうかと、

しいては、■くん作ってくれと話がありまして、要するに■さんの息子さんは別の仕事をやっているとのことで、そういう話がありまして、その中で、下でエゴマを作付けするという方向で、確定ではないのですが、それで県の方に申請をしているという段階だと私の方に話がありました。

議長（奥平貢市）会長 概要の説明ですね。ありがとうございました。

そのほか、質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それではないようですので、採決にうつります。

議案第66号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第66号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時48分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年9月20日

二本松市農業委員会

議長 奥平 貢市

署名委員 武藤 栄利

署名委員 中山 博之